日本運動器看護学会論文・学会発表におけるCOIに関する申告について

1. 自己申告の基準
2. 企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職については、１つの企業・団体からの措置が年間100万円以上の場合
3. 株の保有については、１つの企業からの年間利益（配当、売却額の総和）が100万円以上、あるいは当該全株式の5％以上を所有する場合
4. 企業・法人組織や営利を目的とした団体からの特許権の使用料が100万円以上の場合
5. 企業・法人組織や営利を目的とした団体から、講演料等で、１つの企業・団体からの合計が年間50万円以上の場合
6. 企業・法人組織や営利を目的とした団体がパンフレット等の執筆に対して支払った原稿料が100万円以上の場合
7. 企業・法人組織や営利を目的とした団体が提供する研究費については、１の研究に対して支払われた総額が年間200万円以上のばあい。奨学寄付金（奨励寄付金）については、１つの企業・団体から、１名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合
8. 企業・法人組織や営利を目的とした団体が寄付講座に所属している場合
9. その他の報酬（研究とは無関係な旅行、贈答品等）については、１つの企業・法人組織・団体からの合計が年間10万円以上の場合

学術集会における利益相反開示例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|   日本運動器看護学会利益相反開示筆頭演者名：〇〇所属名：△△ 筆頭演者は日本運動器看護学会へのCOI申告を完了しています。演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある企業・組織および団体等はありません。 |  | 日本運動器看護学会利益相反開示筆頭演者名：〇〇所属名：△△ 演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある企業・組織および団体等は次の通りです。①役員・顧問：A社②株保有：B株式会社③受託研究：C社 |